

② 条例内容について

条 例 素 案

「仮称」北広島市安全で安心なまちづくり条例

第 1 条	目 的	-----	2
第 2 条	定 義	-----	2
第 3 条	基本理念	-----	3
第 4 条	市の責務	-----	3
第 5 条	市民の役割	-----	4
第 6 条	住民組織及び関係団体の役割	-----	4
第 7 条	事業者の役割	-----	5
第 8 条	推進体制の整備	-----	5
第 9 条	生活環境の整備	-----	6
第 10 条	児童等の安全の確保及び安全教育の充実	---	6
第 11 条	高齢者、障がい者等の安全の確保	-----	6
第 12 条	自主的な地域安全活動に対する支援	-----	7
第 13 条	委 任	-----	7

附 則

第1条 目的

この条例は、犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりについて、基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者・住民組織及び関係団体(以下「市民等」という。)の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、安全で安心なまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって市民、事業者及び本市を訪れる者が安全で安心して暮らし、又は滞在することができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

【趣旨】

本条は、市民が安全で安心して暮らし、さらには本市を訪れる者も安全に安心して滞在することができる地域社会の実現を目指し、「基本理念」「市の責務、市民、事業者及び住民組織の役割」「市の施策の基本となる事項」を定め、安全で安心なまちづくりに関する施策の推進に関する基本となる事項を定めるという、この条例の目的を定めたものである。

【解釈】

- ・「犯罪」とは、窃盗（万引、空き巣、事務所荒し、自転車泥棒）、詐欺（振り込め詐欺等）、誘拐、傷害、器物損壊、殺人、放火等をいう。
- ・「安全」とは、犯罪による被害に遭わないことをいう。
- ・「安心」とは、犯罪による被害に遭う心配がないことをいう。
- ・「市」とは、市長部局、教育委員会など市の機関の全てをいう。
- ・「市民」とは、市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- ・「事業者」とは、市内に事務所、店舗、工場などを有し、事業活動を行う法人及び個人をいう。
- ・「住民組織」とは、一定の区域内に住所を有する者が地縁に基づいて形成する団体で、いわゆる町内会、自治会をいう。
- ・「関係団体」とは、北広島市防犯協会連合会及び北広島市暴力追放運動推進協議会等をいう。
- ・「本市を訪れる者」とは、本市に生活拠点を有しないが、旅行、知人訪問、仕事などで、本市を訪れる者をいう。

第2条 定義

この条例において、「安全で安心なまちづくり」とは、市民等による犯罪の防止のための自主的な活動や市及び市民等による犯罪防止に配慮した生活環境の整備その他これらの防止のために必要な取り組みをいう。

【趣旨】

本条は、「安全で安心なまちづくり」を定義し、明確にしたものです。

第3条 基本理念

安全で安心なまちづくりは、市及び市民等が地域の安全は自ら守るという意識の下、それぞれの責務及び役割を果たしつつ連携し、安全で安心して暮らす明るい地域社会を築くことを基本として推進されなければならない。

- 2 安全で安心なまちづくりは、人と人とのつながりを大切にし、共に支え合いながら、市及び市民等の適切な役割分担による協働の下に一体となって推進されなければならない。
- 3 安全で安心なまちづくりは、犯罪の実態を考慮して効果的に推進されなければならない。
- 4 安全で安心なまちづくりは、児童、高齢者及び障がい者に配慮し推進されなければならない。
- 5 安全で安心なまちづくりは、関連するあらゆる分野における取り組みとの連携の下に推進されなければならない。

【趣旨】

本条は、安全で安心なまちづくりを推進するための基本理念を示したものである。

第4条 市の責務

市は、市民等と協働して、安全で安心なまちづくりの推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施するものとする。

- 2 市は、安全で安心なまちづくりに関し、必要な情報提供や広報活動及び啓発活動を行うものとする。
- 3 市は、安全で安心なまちづくりに関する施策を実施するに当っては、関係行政機関及び市民等との連絡調整を緊密に行うものとする。

【趣旨】

本条は、前条に定める基本理念に基づき、市が果たすべき責務を定めたものである。

【解釈】

- ・「関係行政機関」とは、国、北海道、近隣市などをいう。

第5条 市民の役割

市民は、安全で安心なまちづくりについての理解を深め、日常生活における安全の確保に積極的に努めるとともに、自ら規範意識を高め、安全で安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、第3条で定める基本理念に基づき、市民が果たすべき役割を定めたものである。

具体的には、

- ・ピッキングに強い鍵への交換
- ・割れにくい防犯ガラスへの取替え
- ・開けられにくくするためドアに補助錠を付ける。
- ・振り込め詐欺の被害にあった実例について知る。
- ・地域で行われている防犯パトロールの実施方法

などが挙げられます。

第6条 住民組織及び関係団体の役割

住民組織及び関係団体は、自主的に安全で安心なまちづくりに関する活動に取り組むとともに、地域の実情に応じ、その地域で活動する他の団体と連携して、安全で安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 住民組織及び関係団体は、市が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、第3条に定める基本理念に基づき、住民組織及び関係団体が果たすべき役割を定めたものである。

【解釈】

- ・「地域の実情」とは、それぞれの地域の置かれた地理的、地形的、社会経済的特色などで、商店街、住宅街などの地域特性や住民の人数、年齢構成などをいう。
- ・「その地域で活動する他の団体」とは、地域で活動している老人クラブ、婦人会、子供会等、直接的に安全で安心なまちづくりに関する活動を行っている団体も含むものとする。

第7条 事業者の役割

事業者は、安全で安心なまちづくりについて理解を深め、事業活動に当たっては、地域社会の一員として、自ら安全の確保に努めるとともに、安全で安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、第3条に定める基本理念に基づき、事業者が果たすべき役割を定めたものである。

第8条 推進体制の整備

市は、市民等と協働して、安全で安心なまちづくりを総合的かつ効果的に推進するため、その推進に必要な事項について協議するための会議を設置する等、市民等及び関係行政機関と相互に協力できる体制を整備するものとする。

【趣旨】

本条は、防犯等による地域づくりのためには、防犯に取り組んでいる市民、事業者及び関係団体等が連携した中で情報交換や意見交換を行い、両者の意思疎通を図ることや、より効果的な活動を実践していくための会議を設置し、総合的かつ効果的に推進する体制の整備を図ることについて想定したものである。

【解釈】

・推進体制整備のための組織や運営方法等の詳細については、別に要綱等で定める。

推進体制構想(案)

名称：(仮称)北広島市防犯対策市民推進会議

会長	市長
副会長	副市長、市議会議長、
役員	防犯協会連合会長、暴力追放運動推進連絡協議会長 自治連合会長、厚別警察署北広島交番所長
構成団体	北広島市PTA連合会、各地区青少年健全育成連絡協議会 北広島市社会福祉協議会、商工会、各種防犯活動団体
事務局 (市民部)	事務局長、事務局次長、書記

第9条 生活環境の整備

市は、市民等と協働して、安全で安心なまちづくりに配慮した生活環境の整備に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、安全で安心なまちづくりに配慮した生活環境の整備について定めたものである。

【解釈】

- ・「生活環境の整備」とは、ハード面とソフト面の両面での環境の整備をいい、ハード面では、樹木の選定等による視界の確保や防犯灯や街路灯の設置等の整備をいいます。

第10条 児童等の安全の確保及び安全教育の充実

市は、学校、家庭及び市民等と協働して、児童等が通学、通園等に利用している道路及び日常的に利用している公園等における児童等の安全の確保に努めるものとする。

- 2 市は、学校、家庭及び市民等と協働して、児童等が犯罪に遭わないようにするための教育の充実に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、通学路や公園等における児童等の安全の確保について定めたものです。

また、児童等が、犯罪等の被害に遭わないための教育の充実について定めたものです。

【解釈】

- ・「児童等が通園又は通学に利用している道路」とは、学校等が通学、通園等のために使用する道路として指定する通学路、通園路等をいう。
- ・「安全の確保に努める」とは、市民等によるパトロール活動の促進、子ども110番の家の状況点検、通学路や公園、広場等に対する安全点検等をいう。

第11条 高齢者、障がい者等の安全の確保

市は、市民等と協働して、高齢者、障がい者等が犯罪に遭わないようにするための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、高齢者及び障がい者等が犯罪の被害にならないようにするため、安全の確保について定めたものです。

第12条 自主的な地域安全活動に対する支援

市は、見守り活動その他地域における自主的な安全で安心なまちづくりに関する活動を促進するため、必要な支援を行うものとする。

【趣旨】

本条は、地域における自主的な安全で安心なまちづくりに関する活動に対する支援について定めたものです。

【解釈】

- ・「その他、地域における自主的な安全で安心なまちづくりに関する活動」とは、防犯パトロール等の活動をいう。
- ・「必要な支援」とは、自主的な活動を行う団体に対する援助や警察による防犯に関する技能・技術面からの支援等をいう。

第13条 委任

この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨】

- ・本条は、この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めることを定めたものです。

附則

この条例は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

【趣旨】

この条例の施行期日について定めたものです。

【解釈】

- ・安全で安心なまちづくりの取組は、緊急の課題であることから、速やかに市民に周知して施行するため、平成〇〇年〇〇月〇〇日を施行期日としたものです。